熊本県公報

第１１１３５号
平成16年6月21日（月）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○　〃　……（　〃　）　1
○　〃　……（　〃　）　2
○　〃　……（　〃　）　2
○　〃　……（　〃　）　2
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……（会　計　課）　3
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……（　〃　）　3
○指定居宅サービス事業所の指定……（介護保険課）　3
○指定居宅介護支援事業所の指定……（　〃　）　3
公　告
○宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分……（建　築　課）　3
○県有財産の売却……（管　財　課）　4
○土地改良区役員の退任及び就任……（農村計画課）　4
○県営土地改良事業の工事完了……（　〃　）　5
登　載　依　頼
○熊本県環境影響評価審査会の会議の開催……（熊本県環境影響評価審査会）　5

告　示

熊本県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月21日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県荒尾市平山字小代山2656の227
2　指定の目的　土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに荒尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月21日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県芦北郡田浦町波多島字山神303の1、303の3
2　指定の目的　土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神303の1（次の図に示す部分に限る。）、303の3
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。